

和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の定めるところにより、和泉市内で活動するボランティア団体等が行う事業に対し、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金（以下「助成金」という。）を交付し、ボランティア団体等による積極的な地域福祉活動の振興と市民の福祉向上を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 この助成金は、次の各号全ての要件を満たして活動する非営利団体を対象とする。

- (1) 団体の構成が5人以上であること。
- (2) 代表者や会計責任者を定めていること。
- (3) 法人格を有する団体（特定非営利活動法人を除く）でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ① 暴力団又は暴力団関係者と関係を有するもの
 - ② 政治団体又は政党に関係するもの
 - ③ 政治上の主義又は施策を支持し、又は反対することを主たる目的とするもの
 - ④ 宗教活動を主たる目的とするもの
 - ⑤ 人権侵害のおそれがあるもの
 - ⑥ 性風俗に関するもの
 - ⑦ その他、和泉市社会福祉協議会が地域福祉の推進の観点から不相当と認めるもの

(対象となる事業)

第3条 この助成金は、次の各号いずれかの要件に該当する事業で、地域住民等への参加交流が広く呼びかけられている事業を対象とする。

- (1) 和泉市の高齢者、障がい児者、子ども、ひとり親家庭等に対する福祉向上を目的とした事業。
 - (2) 地域住民や他の福祉団体との交流、多世代の交流を目的とした事業。
 - (3) ボランティアの養成、普及を目的とした事業。
- 2 1団体につき1事業の申請とする。
- 3 次の各号いずれかの要件に該当する事業は、対象とならない。
- (1) 金品を直接に給付する事業。
 - (2) 同一事業に対し、公的助成を含む他からの補助・助成を有する事業。また、交付

決定後、当該年度内に新たに他からの補助・助成を受けないこと。

(3) 次のいずれかに該当する事業。

- ① 暴力団又は暴力団関係者と関係を有するもの
- ② 政治団体又は政党に関係するもの
- ③ 政治上の主義又は施策を支持し、又は反対することを主たる目的とするもの
- ④ 宗教活動を主たる目的とするもの
- ⑤ 人権侵害のおそれがあるもの
- ⑥ 性風俗に関するもの
- ⑦ その他、和泉市社会福祉協議会が地域福祉の推進の観点から不相当と認めるもの

(事業の対象期間)

第4条 この助成金は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までに活動する事業を対象とする。

(助成の対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定めるものとする。

- 2 自らの責任において負担すべき性格を有する経費（例えば家賃や人件費等の管理運営費、接待交際費、スタッフにかかる経費等）は、対象経費とならない。
- 3 備品購入費として助成できる費用は30,000円を上限とし、30,000円を超える費用については自己負担とする。ただし、申請額に対する備品購入費等の占める割合によっては、審査により助成額が減額する場合もある。

(助成金の限度額)

第6条 助成金の限度額については、当該年度の予算額を超えない範囲で、新規申請団体を優先に1団体あたり最大100,000円までとする。ただし、新規申請団体の申請額の総額が当該年度の助成金に係る予算額を超える場合は、各団体の申請額の比率により按分した額で交付決定する。また、新規申請団体の申請額の総額が当該年度の助成金に係る予算額を下回った場合は、残余の予算の範囲内において、新規申請団体以外の団体について、各団体の申請額の比率により按分した額で交付決定する。この場合においては、過去の申請回数が少ない団体を優先的に考慮するものとする。なお、予算額との調整及び申請団体数により、限度額を減額する場合がある。

(助成金の財源)

第7条 助成金の財源は、共同募金及び歳末たすけあい募金配分金を充てるものとする。

- 2 かがやき助成金の交付を受けた団体は、事業の実施にあたり、当該事業が歳末たすけあい募金を活用したものであることを、チラシ、ポスター、広報物等に明示しなければならない。

(助成金の交付手続等)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付申請書(様式第1号)、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業計画書(様式第2号)により、所定の期日までに和泉市社会福祉協議会会長(以下「市社協会長」という。)あてに申請しなければならない。

- 2 前項による申請があった場合には、本会は本助成金交付にかかる審査会を開催し、交付にかかる可否を決定しなければならない。

なお、審査会にて可否の決定後、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付決定通知書(様式第3号)、又は和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 3 交付決定通知を受けた団体は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金請求書兼口座振込依頼書(様式第5号)により、市社協会長あてに請求し、請求を受けた市社協会長は助成金を交付するものとする。
- 4 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後30日以内に、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業報告書(様式第10号)、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業実績・決算報告書(様式第11号)を市社協会長に提出しなければならない。
- 5 助成金の交付を受けた団体より、助成金事業報告書(様式第10号)及び助成金事業実績・決算報告書(様式第11号)の提出があり、支出額が交付額を下回った場合には、市社協会長は助成金を交付した団体に対して、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金精算請求書(様式第9号)により通知し、精算を求めるものとする。

(助成事業の変更申請)

第9条 助成金の交付を受けた団体が、やむを得ない理由により事業内容を変更する際には、直ちに和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更交付申請書(様式第6号)、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更事業計画書(様式第7号)を市社協会長に提出しなければならない。

- 2 前項により変更申請があった場合には、市社協会長は変更内容について、再度審査

のうえ可否を決定し、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更交付決定及び返還命令通知書（様式第8号）、又は和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 3 変更交付決定通知書を受けた団体は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金請求書兼口座振込依頼書（様式第5号）により、市社協会長あてに請求し、請求を受けた市社協会長は助成金を交付するものとする。

（助成事業変更による精算）

第10条 前条により、市社協会長は、変更前の事業に対して既に助成金を交付した団体に対し、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更交付決定及び返還命令通知書（様式第8号）により通知し、返還を求めるものとする。

（事業の中止）

第11条 助成金の交付を受けた団体が申請した事業を中止し実施しなかった場合には、直ちに市社協会長へ報告しなければならない。またその場合は、助成金の目的を達していないものとみなし、原則として助成金交付額と同額を精算しなければならない。ただし、中止理由が次の各号いずれかに該当する場合には、すでに事業の執行が済んだ部分に費やした経費は助成金の精算を求めないこととする。

- (1) イベント等開催日に、和泉市内で震度4以上の地震が発生した場合、又は地震観測・予知情報が発表された場合。
- (2) イベント等開催日に、和泉市内で大雨・洪水・暴風・津波・大雪警報のいずれか1つでも発令された場合。
- (3) イベント等の開催日前に、和泉市内において震度4以上の地震または風水害等が発生し、その影響により会場の使用が困難となる等、主催者の責めによらずイベント等の開催ができないと市社協会長が認めた場合。
- (4) その他、市社協会長がやむを得ない事情と認める場合。

- 2 前項に基づき、助成金の交付を受けた団体が助成事業を中止し実施しなかった場合には、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業中止報告書（様式第13号）を提出し、中止報告を受けた市社協会長は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金精算請求書（様式第9号）により通知し、精算を求めるものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第12条 市社協会長は、助成金の交付を受けた団体が助成金を申請事業以外の用途へ使用した場合、又は要綱に付した条件等に違反した場合には、助成金交付決定の一部、又

は全部を取消することができる。

- 2 市社協会長が助成金の交付決定を取消した場合には、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付取消し決定及び返還命令通知書（様式第12号）により返還を命ずるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

助成対象経費	
経費の種類	具体例
(1) 諸謝金 事業に関する講演会で招いた外部講師に対する謝礼	講師謝礼、講師交通費等 ※スタッフ等の交通費は該当しない
(2) 消耗品費 事業に関する活動物品等の購入費	事務用品(文房具・紙)、食糧費等 ※ユニフォーム(活動着等)に係る経費は、助成申請総額の30%以内とする
(3) 印刷製本費 事業に関する広報啓発資料、報告書等の印刷費	チラシや報告書の印刷代等
(4) 通信運搬費 事業に関する広報・啓発資料等の発送にかかる費用	郵送・宅配・送料等 ※電話代等の通信料は該当しない
(5) 保険料 事業に関する保険の掛金	ボランティア行事保険料等
(6) 賃借料 事業に関する会場及び付帯設備の賃借にかかる費用	会場使用料、物品のレンタル料等 ※練習や打合せ会議等での会場賃借料は該当しない
(7) 備品購入費 直接事業に要する備品の購入費	電化製品、遊具、書籍等 ※備品とは、1年を越えて形状が変わることなく保存使用に耐えうる物品
(8) その他助成対象経費とすることが適当と市社協会長が認める経費	事業の目的達成に必要不可欠である経費で且つ、市社協会長が適当と認めた場合に限り対象とする

交付決定後は、備品購入費とその他対象経費との間で経費を流用することはできません